団体名:公益社団法人日本アイソトープ協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章	全般	法令条文毎に示しているため、何の基準等に関する記	【ガイドの体裁に関する御意見】
			載なのかがわかり辛い。ヘッダ一部分に、章タイトル	御意見も参考として、ガイドの最終取りまとめの
			及び節タイトルを入れるなどしてはどうか。	際に体裁を検討します。
2	第3章第2節	5頁16行目	「構造、耐火性」: 様式の文言に合わせ「構造の耐火	【原案のとおり】
			性」が適切である。	御意見の部分は、貯蔵容器の取扱いにおいて想定
				される環境条件における構造の健全性及び耐火性
				に係る健全性の両方についての審査における確認
				の視点を示したものです。
				したがって、原案のとおりとします。
3	第3章第4節	6 頁下から	「容量」は規定されている文言でないため、「容量を	【御意見を踏まえ修正】
		5 行目	有すること」を削除し、「容器の種類及び個数は、貯蔵	御意見の部分は、使用数量を踏まえた上での貯蔵
			能力に対応することが示されていること。」とした方	能力の設定及び貯蔵容器を貯蔵施設に保管するに
			がよい。	足りる容量を有していることを、容器の種類及び
				個数に関する審査における確認の観点として示し
				たものですが、より分かりやすい表現となるよう
				に修正します。
4	第3章第4節	6 頁下から	「内容物の物理的性状(気体、液体、固体)が示され	【原案のとおり】
	第4章第8節	1 行目	ていること。」とするべきである。	御意見では、物理的な状態のみを示すことで足り
		21 頁 14 行		るとしていますが、汚染の広がりを防止するため
		目		の施設又は器具の確認においては、物理的な性質
				も確認する必要がある場合もあります。
				したがって、原案のとおりとします。

5	第4章第6節	15 頁下か	第2章第4節の表記に合わせてはどうか。	【原案のとおり】
		ら7行目	「不必要な~設けられていない」→「突起物及びくぼ	第2章第4節も同様の表記としています。
		16 頁下か	みが少ないこと」	したがって、原案のとおりとします。
		ら 2 行目		
6	第4章第6節	18頁8行目	通知による望ましいことへの対応は要件ではなく確	【御意見を踏まえ修正】
			認は不適当である。	液体シンチレーター廃液を焼却する焼却炉に関し
				ては、通知において、法令に定められた事項を遵守
				し安全管理を徹底することを求めています。
				御意見を踏まえ、審査における確認の視点として
				は必須なものである旨がわかるように修正しま
				す。
				参考 URL:
				https://www.nsr.go.jp/data/000045570.pdf
7	第4章第7節	18 頁、下か	「構造とし、」を削除すること。(誤記の修正)	【御意見を踏まえ修正】
		ら5行目		御意見を踏まえ、冗字(誤記)を削除し、次のとお
				り修正します。
				修正する内容としては、
				「固型化処理設備は、液体が浸透しにくく、かつ、
				腐食しにくい材料を用いること。 構造とし、排気設
				備に連結された構造とすること。 」
				といった旨とします。
				※放射線照射工業連絡協議会の 1 番 (P.26) に同
				旨の御意見あり

8	別記 3	32 頁 1 行目	別記3及び別記4の「タイトル」を併記してはどうか。	【ガイドの体裁に関する御意見】
	別記 4	35 頁 1 行目		御意見も参考として、ガイドの最終取りまとめの
				際に体裁を検討します。

団体名:公益社団法人日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	別記 4	35 ページ	各項目に、「不相応」「不適当」又は「疑義があるもの」	【原案のとおり】
			という明確ではない判断基準が用いられている。本	法第6条第4号における要求事項を踏まえ、当該
			文において基準が示されており、審査ガイドという	許可申請において放射線障害のおそれのないこ
			位置付けにおいては判断基準を大きく変える意味合	とを、放射性同位元素の使用の目的、方法等を鑑
			いもあることから、別記 4 自体を削除すべきではな	み当該号の審査における確認の視点としている
			いか。	ものであり、別記4では「放射線障害のおそれが
				懸念されるもの」につながる可能性があるものの
				例示をまとめたものです。
				したがって、原案のとおりとします。

団体名:大学等放射線施設協議会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章第2節	4 頁 5 行目	規則第14条の9第2項イでは「防火扉」については	【原案のとおり】
		など「耐火	建築基準法施行令の基準を指定していますが、それ	御意見の部分は、貯蔵箱及び貯蔵容器の耐火性に
		性の構造」	以外の「耐火構造」「耐火性の構造」については指定	ついて、規制による要求事項にもあるとおり、火
		を言及して	していません。「耐火性の構造を持つ貯蔵箱」「耐火性	災により外部への漏えいを防止するために耐火
		いる箇所	の構造を持つ容器」の定義があいまいです。「説明書」	性の材料が用いられ、その材料を用いた構造であ
			に「耐火性」が明示されていなくとも、材質によって	ることを審査における確認の視点として示した
			判断する、「難燃性」などの定義に対しても適用して	ものです。
			いただきたい。	したがって、原案のとおりとします。
				※日本放射線技術学会の3番(P.17)に同旨の御
				意見あり
2	第4章第8節	21 頁 6 行目	保管廃棄容器は一般に、廃棄業者(日本アイソトープ	【原案のとおり】
			協会) 指定のものを利用しており、この規格が変更さ	御意見の部分は、保管廃棄容器の耐火性につい
			れる場合もあります。容器の構造及び材料は日本ア	て、規制による要求事項にもあるとおり、火災に
			イソトープ協会のものであることが確認できれば、	より外部への漏えいを防止するために耐火性の
			それ以上の確認は必要ないのではないでしょうか。	材料が用いられ、その材料を用いた構造であるこ
				とを審査における確認の視点として示したもの
				です。
				したがって、原案のとおりとします。
				※日本放射線技術学会の9番(P.19)に同旨の御
				意見あり
3	第5章第2節	28 頁 23 行	発生装置を 7 日間以上使用しない場合、放射性同位	【御意見を踏まえ修正】
		目	元素の使用があってもRI使用室以外の汚染が起こら	御意見を踏まえ、他の放射線施設が存在する場合

		といった旨とします。
		るおそれのないことが示されていること。」
		線量の影響を評価し、管理区域の設定基準を超え
	記載していただきたい。	理区域でないとみなす区域に対し、それらからの
	が 3 ヶ月 1.3mSv 以下になる場所にも適用できる、と	て、その他の放射線施設が存在する場合には、管
	用しない場合、それ以外の発生装置に起因する線量	「また、許可申請に係る工場又は事業所におい
	複数台の発生装置がある場合、1 台を 7 日間以上使	追記する内容としては、
	1.3mSv 以下になる場所はこれを適用できる、また、	を「2.適用区域の状況」に追記します。
	ない管理区域で発生装置起因以外の線量が3ヶ月	もあることを念頭とし、審査における確認の視点

団体名:一般社団法人日本放射線安全管理学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	全体		全体的に本来の審査項目である施設基準を逸脱し	【修正すべき箇所が不明な御意見】
			て、行為基準や立入検査での確認事項を規制要求と	本ガイドは、審査における確認の視点を示すもの
			しているものが散見され、過剰な要求となっている。	として、施設基準及び申請様式を踏まえた審査の
			これは今後、原子炉並みの規制を放射線規制に要求	視点を示したものであり、施設基準以外の規制要
			するものなのか、それとも執筆者の放射線規制に対	求を求めるものではありません。
			する理解不足なのかはわからないが、放射線規制の	
			実態に即し、合理的な規制となるような審査ガイド	
			を作成していただきたい。	
2	全体	3頁11行目	「さく」とあるが、施行規則の表記に合わせる形で	【御意見を踏まえ修正】
		12頁8行目	「柵」としてはどうか。	御意見の部分は、誤記であり、規則の表記のとお
		23 頁下か		り修正します。
		ら3行目		
		25 頁 23 行		
		目		
		28 頁 12 行		
		目		
3	第3章第2節	4 頁下から	貯蔵室の材料について、多くの事業所が申請書の記	【修正の要否を検討】
		5 行目	載から判断できる場合に該当し、「構造、仕様、設置	御意見の部分は、ガイドに示してあるとおり「申
			方法・施工場所、機能等」を示す必要がない場合がほ	請書の記載から判断できない場合」における審査
			とんどであり、これらの事項を示さなければならな	における確認の視点を示しています。
			いのは、きわめて特殊な例だと考えられる。現状の記	なお、例示として掲げるものについては、確認の
			載だと、これらの事項についても示さなければなら	対象をより分かりやすいものとなるよう、修正の

			ないように解釈されるおそれがあるため、「構造、仕	要否を検討します。
			様、設置方法・施工場所、機能等」を示さなければな	
			らないケースは例外であることがわかるような記載	
			にしていただきたい。	
	## 0 ** ## 0 ##			『 ゆて の 来 ア よ 込 ま ! 】
4	第3章第2節	5 頁 5 行目	3. 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器	【修正の要否を検討】
			に入れて保管する場合とあるが、「貯蔵室又は貯蔵箱	御意見の部分は、見出しであるため、簡潔な記載
			を設置することに代えて」を冒頭に加えることで、9	が望ましいものと考えて示したものです。
			ページ 2.の表現および様式第一別紙様式口注 63 の	全体のバランス等を含め、修正の要否を検討しま
			表現と合わせてはどうか。	す。
5	第3章第2節	5頁14行目	また、使用又は保管の場所がプールなどの槽内にあ	【修正の要否を検討】
			って・・・」の事例は,原子炉施設等の極めて特殊な	御意見の部分は、許可申請者における取扱い事例
			例であり、特筆するのは不適切ではないか。	を踏まえ示したものであり、不適切なものとは考
				えませんが、例示として掲げるものについては、
				全体のバランス等を含め、修正の要否を検討しま
				す。
6	第3章第4節	5 頁最終行	「容器の外における空気を汚染するおそれのある放	【原案のとおり】
			射性同位元素」に、粉体状の放射性同位元素を含めて	粉体状の放射性同位元素は、空気中に飛散するお
			いるが、粉体状の放射性同位元素は、周囲を汚染する	それがあることから、空気を汚染するおそれがあ
			おそれはあるが、空気を汚染するものではないので、	るものと同様に閉じ込め機能を要求するもので
			この記載は不適切ではないか。	あり、不適切とは考えません。
				したがって、原案のとおりとします。
7	第3章第4節	7 頁下から	「5. その他」において,第4号の基準は密封された	【原案のとおり】
		3 行目	放射性同位元素には適用しない旨の記載があるが、	御意見の部分は、密封された放射性同位元素の貯
			規則で要求していることをガイドで要求しないとし	蔵容器を貯蔵室又は貯蔵箱で保管する場合にお

			てよいのか。もし、そのような考え方をするのであれ	ける当該貯蔵容器に係る審査における確認の視
			ば、ガイドへの記載だけでは不十分であり、規則を改	点を、規則要求を踏まえて分かりやすく示したも
			正すべきではないのか。	のであり、規制要求を変更するものではありませ
				ん。
				したがって、原案のとおりとします。
8	第3章第4節	7頁22行目	「き裂」とあるが、「亀裂」として施行規則や6ペー	【御意見を踏まえ修正】
			ジ 12 行目~13 行目の表現と合わせてはどうか。	御意見の部分は、誤記であり、規則の表記のとお
				り修正します。
9	第3章第5節	9 頁下から	「3. その他」において、「・・・申請書に記載するも	【原案のとおり】
		11 行目	のについては、削除は求めず,・・・」との記載があ	御意見のとおりです。
			るが、これは、そもそも記載しなくてよいのだが、申	
			請者が記載してきた場合には, 適合性を確認する, と	
			いう趣旨でよいのか。	
10	第4章第6節	14 頁下か	「近年の審査の実例においては」との記載があるが、	【原案のとおり】
		ら 12 行目	平成 11 年 6 月 1 日の旧科技庁通知により、液シン廃	本ガイドは、審査における確認の視点を示すもの
			液以外のものを認めてこなかったことから、という	であることから、御意見のような趣旨を示すもの
			ような記載ぶりのほうが適切ではないのか。	ではありません。
11	第4章第8節	20頁4行目	汚染の広がりを防止するための特別な措置に関する	【原案のとおり】
			記載は、規制における要求事項の項目に記載がある	廃棄施設に係る技術上の基準に示す内容を、審査
			が, 本項目は, これまで立入検査で確認されていたも	における確認の視点として示したものであり、新
			のと認識しているが、新たに審査における要求事項	たな要求事項ではありません。
			となるのか。	

12	第4章第8節	20 頁下か	保管廃棄設備の構造及び材料について、屋外に保管	【御意見を踏まえ修正】
		ら 11 行目	廃棄設備を設置する事例が記載されているが, どの	基準においては、保管廃棄設備を屋外に設置する
			ようなものを想定しているのか。保管廃棄設備は、外	ことを必ずしも否定していないため、そうした場
			部と区画された構造であり、外部に通ずる部分には	合も含め、審査における確認の視点を示したもの
			閉鎖のための設備又は器具を設けることを要求して	ですが、御意見を踏まえ、本節で示す内容を再検
			いることから、屋外に設置される例は極めて少ない	討します。
			のではないか。	
13	第3章第8節	21 頁 26 行	文末の句点が抜けている。	【御意見を踏まえ修正】
		目		御意見を踏まえ、脱落している句点を追記しま
				す。
14	第 4 章第 10	25頁6行目	注 2 の記載は,標識を付す方針を示されていれば,	【原案のとおり】
	節		申請において標識の具体的な貼付位置を示す必要は	標識を付す箇所を特定して示すべきことを前提
			ない、という理解でよいのか。	としており、箇所が特定できるような方針が示さ
				れていることを確認する旨を審査における確認
				の視点として示したものです。
				このため、単に標識を付す方針さえ示されていれ
				ばよいということではありません。
15	第5章第1節	26 頁 30 行	「1990年にICRPにより勧告された一般公衆	【修正の要否を検討】
		目	の特殊な状況下における線量限度(1年間につき5	御意見の部分は、ICRPが取りまとめた考え方
			ミリシーベルト)を超えて被ばくするおそれはなく」	を示したものであり、合理性を欠くものとは考え
			とあるが、誘導の根拠として合理性を欠くのではな	ませんが、御意見を踏まえ、表現の修正を検討し
			いか、	ます。
				※日本放射線技術学会の 11 番 (P. 19) に同旨の御
				意見あり

16	第5章第1節	27頁1行目	1 行目及び 2 行目の「(50 ミリシーベル)」及び「(5	【修正の要否を検討】
			ミリシーベルト)」はそれぞれ「1 年間につき」を加	御意見を踏まえ、表現ぶりの統一や修正の要否を
			えるべきではないか。	検討します。
17	第5章第1節	27 頁 16 行	「本設定基準により,密封されていない放射性同位	【原案のとおり】
		目	元素を取り扱う場所は,・・・おおむね全ての場所が	本事項は規制要求の解説を示したものであり、原
			管理区域に該当することとなる。」との記載がある	案にて特段の問題はないと考えます。
			が、これは要求事項からは削除し、確認の視点に記載	したがって、原案のとおりとします。
			すべきではないか。	
18	第5章第1節	28 頁 4 行目	「密封されていない放射性同位元素等を取り扱う放	【原案のとおり】
			射線施設であって、管理区域の設定基準の上記 3 の	規則第14条の7第5項に例示するような、放射
			基準値を超えるおそれがないとするもの」は、どのよ	性同位元素によって汚染されるおそれがないよ
			うな場合を想定しているのか。密封されていない放	うに、密閉された装置内で密封されていない放射
			射性同位元素を取り扱う場所はすべての場所を管理	性同位元素の使用をする場合など、特別な管理を
			区域とする規制における要求事項を踏まえると、該	実施するものを踏まえ、原案の表現としました。
			当するものはないのではないか。	したがって、原案のとおりとします。
19	第5章第1節	28 頁 11 行	「3. 管理区域の範囲及び種別」において,「建物若	【原案のとおり】
		目	しくは居室の隔壁又は策その他の施設により区画さ	御意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、
			れ」との記載があるが、これは管理区域の境界に貯蔵	管理区域の設定に係る審査における確認の視点
			室や保管廃棄室で要求されている区画と同一のもの	を示したものであり、管理区域の設定については
			を求めるものなのか。もし、そうであれば、過剰な要	申請書の内容を踏まえて確認することになりま
			求事項ではないか。	す。
				なお、本ガイドは審査における確認の視点を示し
				たものであって、新たな規制要求を示すものでは
				ありません。

20	第5章第2節	28 頁下か	「【適用の例外】」において、「管理区域に立ち入る者	【御意見を踏まえ修正】
		ら 10 行目	に係る規制の適用を除外することができる」との記	御意見を踏まえ、法令と齟齬のない表現に修正し
			載があるが、当該規定では、当該管理区域に立ち入る	ます。
			者について、健康診断及び放射線の量の測定の義務	
			は免除されるが、教育訓練や立入記録等の規制は一	
			部残るため、「適用を除外」という表現は不適切では	
			ないか。	
21	第5章第2節	29 頁 16 行	確認の視点における「2. 適用区域の状況」及び「3.	【原案のとおり】
		目	申請者の措置内容等」については,規則第21条の予	御意見の部分については、規則第22条の3第1
			防規程や第24条の記帳項目で規制されており、当該	項を適用する場合において、電源の遮断方法等の
			項目を立入検査等で確認するのが適当であり、審査	停止措置内容や、移動時における放射線施設への
			における確認事項にするのは不適切ではないか。	影響の有無を確認する観点から審査における確
				認の視点として示したものあり、不適切なものと
				は考えていません。
				したがって、原案のとおりとします。
22	第5章第3節	30 頁 11 行	「放射線障害のおそれが懸念されるもの」について	【原案のとおり】
		目	は、確認の視点を示さないとしているが、その項目	法第6条第4号における要求事項を踏まえ、当該
			は、大多数の事業所の申請に関係する事項であるた	許可申請において放射線障害のおそれのないこ
			め、確認の視点を示すべきではないか。また、「9. 作	とを、放射性同位元素の使用の目的、方法等を鑑
			業室」や「10. 汚染検査室」等は施設基準の当該要	み当該号の審査における確認の視点としている
			求事項の項目に含めるべきではないか。	ものであり、別記4では「放射線障害のおそれが
				懸念されるもの」につながる可能性があるものの
				例示をまとめたものです。
				したがって、原案のとおりとします。

23	別記 4	35 頁 19 行	「許可申請に係る令」とあるが、「許可申請に係る政	【原案のとおり】
		目	令」とした方が適切ではないか。過去の審査ガイド案	御意見の部分は、許可申請に係る形式要件にも抵
			では、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	触する可能性があるという観点から、「許可申請
			が参照されたことはないが、第一回の意見聴取会の	に係る」といった表現としたものです。
			検査ガイドでは、核燃料物質、核原料物質、原子炉及	したがって、原案のとおりとします。
			び放射線の定義に関する政令を (以下「定義政令」	
			という。)と表現している。	

団体名:公益社団法人日本放射線技術学会

			<u> </u>	
番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章前文	3 頁 6 行目	「貯蔵施設」とは、放射性同位元素の保管をするため	【原案のとおり】
			の容器(汚染の広がりを防止するための施設又は設備	第2回の意見聴取において示した案文では、「遮
			を含む。)、密封された放射性同位元素を耐火性の構	蔽」に係るガイド案の部分で貯蔵施設の説明を
			造の容器に入れて保管する場合の当該容器、貯蔵室	示していましたが、貯蔵施設の説明は、章の冒頭
			及び貯蔵箱並びにそれらに係る以下のものをいう。	で示した方がより適切なものと考え、今回、その
			・遮蔽壁その他の遮蔽物	内容も改めて説明を示すものとしました。(した
			・管理区域境界に設けるさくその他の施設	がって、「遮蔽」で示した説明は、削除する予定
			・閉鎖のための設備又は器具	です。)
			・その他の付帯設備等	この点については、その旨のご案内を示してい
			とあるが、「貯蔵施設」と「貯蔵容器」を混同した説明で	なかったため、混乱を招くこととなり、申し訳あ
			わかりにくい。	りませんでした。
			また、規則第14条の9第2項の内容と第4項の内容が合	各施設の説明については、規則の内容や、申請書
			わせて記載されているように読める。「貯蔵施設」を説	に記載する事項(申請書様式)の内容と合わせ、
			明するのであれば規則第14条の9第2項の文言のみと	使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設とも統一した
			し、"遮蔽壁その他の遮蔽物"と同様に中黒として記載	表現ぶりとします。
			する方が理解されやすいのではないか。	
			第2回意見聴取資料では	
			「貯蔵施設」とは、放射性同位元素を保管するために	
			設置する室及び設備等(それらに係る管理区域を含	
			む。)から構成される施設であり、以下のような室及び	
			設備等が該当する。	

			1 貯蔵室	
			2 貯蔵箱	
			3 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器	
			に入れて保管する場合の当該容器	
			4 上記1から3までに係る遮蔽壁その他の遮蔽物、管	
			理区域境界に設ける柵その他の施設及び閉鎖のため	
			の設備又は器具	
			と、書きぶりが異なっている。統一をしていただきたい。	
2	第3章第1節	3頁17行目	「地崩れ及び浸水のおそれが少ない場所」を証明す	【御意見を踏まえ修正】
			るため、最近、ハザードマップを添付するような指	ハザードマップに関する説明として、以下の旨
			導が行われているが、従前のように「護岸工事が施	を示します。
			されている」、「高台に設置されているため浸水のお	また、追記する具体的な箇所等については、検討
			それはない」と言うような記載では不十分なのか。	中です。
			また、昨今のように予想外の浸水、土砂崩れ等が発	・ 許可(変更許可)の申請の際、ハザードマッ
			生するおそれは随所に存在すると考えられるが、そ	プ等の添付を義務として求めている規定は
			のような場所に設置することはできないことを示	ないが、最近の審査実務においては、添付を
			しているのか。「おそれが少ない」とあるため、何ら	依頼し、協力を得ている。
			かの配慮がされていれば良いため、ハザードマップ	・ そもそも、工場又は事業所は、社会通念上、
			を添付する意図を明確に示してほしい。	地崩れや浸水のおそれの小さい場所で事業
				活動を行うという前提があるから、工場又
				は事業所は、その通常の事業活動を行うた
				めに必要な範囲で、その置かれた場所の状
				況(ハザードマップ等の情報もその一つ)も
				考慮していると考えられる。

・また、放射性同位元素の使用等も、工場又は
事業所の事業活動の一部として行われるも
のであるから、規則が放射性同位元素等の
散逸・漏えいの防止を目的として、使用施設
等の設置場所について、「地崩れ及び浸水の
おそれの小さい」こと(1 号要件)を定めて
いる目的・趣旨もまた、工場又は事業所が、
その通常の事業活動を行うに当たり、上記
のような社会通念上の前提を認識の上、放
射性同位元素の使用等をしようとしている
ことを確認する点にあることに変わりはな
く、これを超える要求はしていない。
・ 審査において 1 号要件への適合性を確認す
るに当たっては、審査の時点における最新
のハザードマップ等の情報を参考資料にす
ることとなるが、審査では、放射性同位元素
等の散逸・漏えいの防止の観点から使用施
設等の設置場所について、社会通念上必要
な考慮がされていること(例えば、計画規模
降雨による想定水位より高い位置にある使
用施設で放射性同位元素を使用すること
等)が確認できればそれで良い。
・ なお、護岸工事やハザードマップ等の改訂
が行われるたびに変更許可申請を行う必要

				<u></u>
				はなく、次に変更許可申請を行う機会をと
				らえて、申請時点で最新のハザードマップ
				等を申請書に添付の上、その情報を踏まえ
				た上で、使用施設等の設置場所について、社
				会通念上の考慮をしていることについて記
				載するのが適当であると考える。
3	第3章第1節	4 頁 5 行目	「貯蔵箱は耐火性の構造とすることを要求してい	大学等放射線施設協議会の1番(P.5)と同じ
			る。」	
			耐火構造については建築基準法に準じている説明が	
			あるが(第2章第2節の4.)、貯蔵箱、貯蔵容器につい	
			ては、どのような基準が求められるのか?	
			5 頁 3 行目に「貯蔵箱ごとに、構造及び材料がそれぞ	
			れ記載され、その耐火性が示されていること。」	
			としているが、「耐火性」の基準を明確にしていただきた	
			ιν _°	
4	第3章第2節	5頁14行目	「常温・常圧よりも厳しい環境」とは具体的にどの	【原案のとおり】
			程度の温度、気圧(水圧)なのか?	御意見の部分は、貯蔵容器の取扱いにおいて想
				定される環境条件における構造の健全性につい
				ての審査における確認の視点を示したもので
				す。
				このため、具体的な数値として示すものはあり
				ません。
5	第3章第4節	6 頁 4 行目	「液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体が	【ガイドに対する御意見でないもの】
			こぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい	御意見の部分は、規制における要求事項(規則第

			材料とすること。」	14条の9第4号)を説明するものであり、液体
			以前、申請時に浸透・溶解しないことを要求された	状の放射性同位元素を入れる容器は、容器から
			が、溶解は要求しないということでよろしいか?	放射性同位元素が漏出しにくいものであること
				を示しています。同号の規定の趣旨に照らし、容
				器が溶解して漏出することがないようにするこ
				とも含まれると考えます。
6	第3章第7節	10 頁 22 行	標識を付す位置及び標識の種類	【原案のとおり】
		目	標識を付す位置、標識の種類については、従来から	本ガイドは、審査における確認の視点を示すも
			合理的な方法がとられている。	のであって、申請内容の適切性、許可基準の解釈
			(1つの管理区域内に設置された使用施設、貯蔵施	等を示すものではありません。
			設、廃棄施設の場合、その出入口に貼る標識は1枚	
			に 3 施設を記載したものとしている。) そのような	
			運用も可能であることを明記していただきたい。	
7	第4章第6節	16 頁 25 行	汚染検査室の設置場所について、人が通常出入りす	【原案のとおり】
		目	る廃棄施設の出入口や放射線業務従事者の動線と	御意見の部分は、汚染検査室の設置場所の適切
			の関連性が示されており、・・	性の審査における確認の視点として示している
			とありますが、放射線業務従事者の動線を図面に記	ものです。申請書においてそれらの内容が分か
			述するということですか?	るように示されているものであれば、確認は可
				能と考えます。
8	第4章第6節	16 頁 34 行	「汚染検査室の構造として <u>不必要な突起物及びく</u>	【原案のとおり】
		目	<u>ぼみ</u> が設けられていないことが示されているこ	突起物、くぼみに係る審査における確認の視点
			ا.ع	については、先出(第2章第5節)の汚染検査室
			<u>突起物及びくぼみ</u> について	に係る説明と同様です。
			第3回意見聴取資料3では、	申請書においてそれらの内容が分かるように示

			「突起物、くぼみ」とは、汚染検査室内の床、壁、	されているものであれば、確認は可能と考えま
			天井又は室内に 設置された設備等の外面のうち、	す。
			平面でない部分のほか、室内に設置又は室内を貫通	
			する電線、ダクト及び配管、出窓、つり下げ式の照	
			明器具等が該当する。	
			と記載されている。同様の記述をするか、別記載で	
			用語解説があれば使いやすい。しかし、そもそも、	
			図面に示されていないような不必要なものをどの	
			ように示せばよろしいか?	
			具体例の記述をお願いします。	
9	第4章第8節	19 頁 27 行	「廃棄設備には、耐火性の構造で、かつ、貯蔵施設	大学等放射線施設協議会の2番(P.5)と同じ
		目	に係る技術上の基準として掲げる規則第14条の	
			9第4号の基準に適合する容器を備えること。」	
			通常は、RI 協会から貸与されたドラム缶を保管廃	
			棄容器として用いているが、基準に適合している	
			ことの証明は必要ですか。	
10	第 4 章第 10	22 頁 16 行	規則は、第14条の11第1第9号に基づく別表第	【御意見を踏まえ修正】
	節	目	一に定める・・・	御意見の部分は、誤記であり、規則の表記のとお
			別表第一は、	り修正します。
			第14条の11第1項第10号に基づいているの	
			では?	
11	第5章第1節	26 頁 28 行	「線量を算定する期間を 3 月間としたうえで、3 月	日本放射線安全管理学会の 15番(P.10)と同じ。
		目	間につき 1.3 ミリシーベルトとすれば、管理区域の	
			外側のいかなる者も 1990 年に ICRP により勧告され	

			た一般公衆の特殊な状況下における線量限度(1年	
			 間につき 5 ミリシーベルト)を超えて被ばくするお	
			 それはなく、」とあるが	
			 1年12ヶ月と考えると 5.2mSv/年となり、合理性の	
			 ある根拠として説明不足である。	
			 「3 月間(13 週)につき 1.3 ミリシーベルトとすれ	
			 ば、・・線量限度(1 年間 (50 週) につき 5 ミリシー	
			 ベルト) を超えて被ばくするおそれはなく、」	
			としてはどうか	
12	第5章第1節	26 頁 32 行	「実際の被ばく線量は管理区域境界からの距離に	【原案のとおり】
		目	よる線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別	御意見のような指摘がなされることも踏まえ、
			の管理をすることなしに一般公衆の線量限度(1年	「・・・多くの場合可能となる・・・」といった
			間につき 1 ミリシーベルト)以下とすることが多く	表現としています。
			の場合可能となるとして設定しているものであ	したがって、原案のとおりとします。
			る。」	
			管理区域境界と事業所境界が近い(同一)の場合も	
			あり、このことは言い切れないのではないか。	
13	別記 4	35頁6行目	申請者がその実務において管理区域として適切な	【原案のとおり】
			区域管理を実施することが困難な区域を管理区域	法第6条第4号における要求事項を踏まえ、当
			としようとしているものなど。	該許可申請において放射線障害のおそれのない
			とあるが、具体的にどのような区域を管理区域とし	ことを、放射性同位元素の使用の目的、方法等を
			た場合をいうのか。	鑑み当該号の審査における確認の視点としてい
				るものであり、別記4では「放射線障害のおそれ
				が懸念されるもの」につながる可能性があるも

				のの例示をまとめたものです。
				したがって、原案のとおりとします。
14	別記 4	35 頁 20 行	許可申請に係る工場又は事業所が、適当と考えられ	【原案のとおり】
		目	る工場又は事業所の単位ごとでなく、放射線障害防	同上
			止に必要な管理・・・	
			工場又は事業所の単位ごとでなくとは、どのような	
			場合を指すのですか。	
			許可申請(届出)等は、事業所ごとではないのです	
			か。	
15	別記 4	35 頁 29 行	一般的な利用等に供されない特殊な核種、物理的状	【原案のとおり】
		目	態、化学形等などの放射性同位元素を取り扱うも	別記4は、法第6条第4号の規定の趣旨を踏ま
			の 。	え、審査官が同号の審査における確認の視点を
			とあるが、一般的な利用等に供されない特殊なとい	示したものです。
			うのは、また。ここでいう一般的な利用とはどのよ	御意見の部分の放射性同位元素の利用につい
			うなものを指しているのか。	て、一般的な利用であるか否かは、放射性同位元
			医療で用いる場合は一般的ではないと判断します	素の使用の目的、使用の方法等から、審査官が常
			が、含まれるのですか。	識に基づき確認することとなります。
				したがって、原案のとおりとします。
16	別記 4	36頁1行目	密封された放射性同位元素について、機器に装備さ	【原案のとおり】
			れているものと機器に装備されていないものがあ	同上
			り、それぞれにより審査の観点が異なるため分けて	
			記載してはどうか?	
17	別記 4	36頁6行目	極めて慎重な取扱いを要するものや、一般的な利用	【原案のとおり】
			等に供されない特殊な・・・	同上

			とあるが、ここでいう一般的とはどのような利用を	
			さすのですか。	
18	別記 4	36 頁 27 行	使用の目的、方法が人の生命、身体に危険を生じさ	【原案のとおり】
		目	せるおそれがあるもの。	同上
			とあるが、「人」として対象としているものは、従事	
			者?患者?	
			医療での使用を除き、その目的、方法が人の生命、	
			身体に危険を生じさせるおそれがあるもの。	
			としていただきたい	

団体名:一般社団法人日本非破壊検査工業会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章第2節	4頁24行目	・建築基準法施行令に規定する特定防火設備に該当す	【ガイドに対する御意見でないもの】
			る防火戸の性能はどのようなものが要求されるので	本ガイドでは、審査官の審査における確認の視
			しょうか?ご教授願います。	点を示すものであり、個別の申請内容の適切性
			・同様に貫通部に設けられる排気ダクト等の場合の防	まで示すものではありません。
			火ダンパーの性能はどのようなものが要求されるの	なお、申請書において、防火扉及び防火ダンパー
			でしょうか?ご教授願います。	等の設置状況及び機能が分かるように示されて
				いるものであれば、確認は可能と考えます。
2	第3章第2節	4頁26行目	・主要構造部等に係る「貯蔵室の材質」の記載から判	【ガイドに対する御意見でないもの】
			断できる場合を除き、とあるが、どのような基準の材	同上
			質であれば、耐火性があると判断されるのでしょう	
			か?ご教授願います。	
3	第3章第2節	5 頁 3 行目	貯蔵箱ごとに、構造及び材質がそれぞれ記載され、そ	【原案のとおり】
			の耐火性が示されていること。について、別に図面等	御意見の部分は、貯蔵箱及び貯蔵容器の耐火性
			で明確にし、耐火性があることが判断できる様にして	について、規制による要求事項にもあるとおり、
			おくことでしょうか?	火災により外部への漏えいを防止するために、
				耐火性の材料が用いられ、その材料を用いた構
				造であることを審査における確認の視点として
				示したものです。
				申請書においてそれらの内容が分かるように示
				されているものであれば、確認は可能と考えま
				す。
				したがって、原案のとおりとします。

4	第3章第2節	5 頁 6 行目	当該容器に内包する機器の名称又は付番等によって	【原案のとおり】
			適切に識別されていること。とありますが、施行規則	御意見の部分は、許可を受けようとする申請対
			では、貯蔵施設に備える容器に放射性同位元素の種類	象物が「名称」や「番号」などで区別・識別され
			及び数量の記載のみが求められているだけであり、識	ていないと、それぞれの容器の内容物に応じた
			別等の要件は定められていない。	容器の審査ができないため、審査における確認
			管理しやすくなる点は、予想されるため、「・・推奨す	の視点として示したものです。
			る」としてはどうでしょうか	したがって、原案のとおりとします。
5	第3章第5節	9頁11行目	「閉鎖のための設備又は器具」の記載に十分な説明が	【原案のとおり】
			必要であり、「閉鎖のための設備又は器具」で、必要に	御意見の部分は、申請書本文様式における記載
			応じてその構造、仕様等に係る図面又は説明書を添付	から、必ずしも基準への適合状況を確認するこ
			し必要な説明等を示ななければならない。・・・のよう	とができない場合があるため、審査における確
			な表現で良いのでは。	認の視点として示したものです。
			ex「出入口戸を CP 錠により施錠する。」	したがって、原案のとおりとします。
			その他同様の記載について同様です。	
6	第3章第7節	12 頁 10 行	「標識を付する箇所が適切に選定」について注でもご	【ガイドに対する御意見でないもの】
		目	説明頂いておりますが、密封線源を使用する照射室の	標識については、ガイドにも示しているとおり、
			外壁面に対して、管理区域の境界の標識が必要なので	標識を付すことで注意喚起等を図り、適正な取
			しょうか?「許可無く立ち入りを禁止する」との付記	扱い、管理等を求めるものです。
			がありますが、コンクリート壁では、立ち入ることが	申請書において、この主旨を踏まえた内容が分
			不可能であり、標識に記載されている内容と合わない	かるように示されているものであれば、確認は
			と思われます。	可能と考えます。
			物理的に立ち入れない区画に対しも管理区域境界の	
			標識の必要の有無についてご教授願います。	

団体名:日本放射性医薬品協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	別記 4	37 ページ	例示された内容について、他法令において保安距離、	【原案のとおり】
		21~23 行	指定数量等の要件を遵守しているにもかかわらず、	別記4は、法第6条第4号の規定の趣旨を踏ま
		目	本審査において疑義を呈されることにならないかが	え、審査官が同号の審査における確認の視点を
			懸念されるため、各種法令にて定められている要件	示したものです。
			を勘案する旨を明記していただくことは可能でしょ	御意見の部分の放射性同位元素の利用につい
			うか。	て、一般的な利用であるか否かは、放射性同位元
				素の使用の目的、使用の方法等から、審査官が常
				識に基づき確認することとなります。
				したがって、原案のとおりとします。

団体名:放射線照射工業連絡協議会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第4章第7節	18 頁 28 行	「固型化処理設備は、液体が浸透しにくく、かつ、腐	日本アイソトープ協会の7番(P.2)と同じ
		目	食しにくい材料を用いること。 <u>構造とし、</u> 排気設備に	
			連結された構造とすること。」下線部分は削除しても	
			よろしいのではないでしょうか。	

【以下の団体等は意見なし】

- ●公益社団法人日本医師会
- ●四病院団体協議会
- ●国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- ●国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構